

議第四百号

岐阜県営住宅条例の一部を改正する条例について

岐阜県営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年九月十七日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県営住宅条例の一部を改正する条例

岐阜県営住宅条例（昭和三十五年岐阜県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項ただし書中「家賃」の下に「若しくは第十九条の二第一項の共益費」を、「これら」の下に「の額」を加える。

第十九条の次に次の一条を加える。

（共益費）

第十九条の二 知事は、前条各号に掲げる費用のうち、入居者の共通の利益を図るため特に必要と認めるものを共益費として、知事が定める公営住宅の入居者から徴収することができる。

2 前項の共益費は、当該公営住宅における使用の状況、住戸数、徴収に要する費用等を勘案して規則で定める方法により算出した額とする。

3 第十四条及び第十五条の規定は、第一項の共益費について準用する。

第三十二条の見出し中「例外」を「特例」に改め、同条中「同居親族」を「特定優良賃貸住宅規則第一条第一号に規定する同居親族等」に改める。

第三十六条の四中「第十九条」の下に「、第二十条」を加える。

第四十一条中「、第二十条」を「から第二十条」に、「及び」を「まで及び」に改める。

附 則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第三十二条の改正規定は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

県が入居者から共益費を徴収できることとする等のため、この条例を定めようとする。

